

第四回

定時代議員総会終る

日税連会長問題で緊急動議を採決

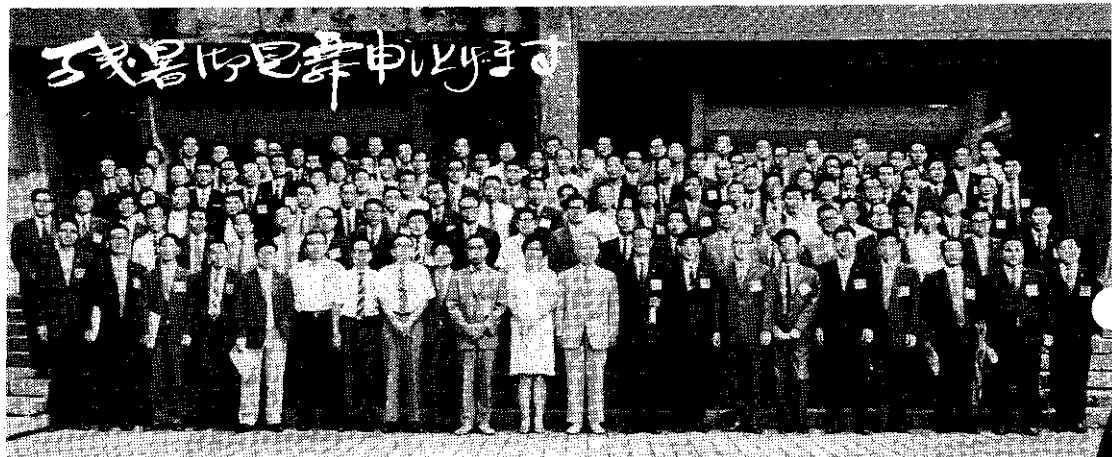
全国青年税理士連盟京都宝池大会・177名参加



総会特集号

全国青年税理士連盟の第四回定時代議員総会・京都宝池大会は、七月十八日、千年の歴史を誇る古都の靈峰比叡山、数羽の白鳥がたわむれる清水の宝池に建つ合掌造りで東洋一といわれる国立京都国際会館会議場で午後一時から開催された。

一七〇名の収容能力である会場に、南は鹿児島から北は岩手から一七七名の参加をえて全国青税連始まって以来の盛大な総会は、日税連会長、溝田澄人先生、大阪合同税理士会会长、川口清先生、名古屋税理士会会长、北川孝先生を始め多数のご来賓を迎えて第一部代議員総会、第二部記念講演、第三部懇親会に行なわれた。



全国青年税理士連盟京都宝池大会 第四回定時代議員総会

◆全国青税連は始めて全国的な役員人事をくんだ。今まで東京、大阪、名古屋の全国青税連の感があつたが、地方から推せんされた役員の地元での活躍が期待される◆日税連の会長が南九州会の木村会長と決定。税理士会の将来を誤らない識見と何物にも侵されない毅然たる態度を望みたい。

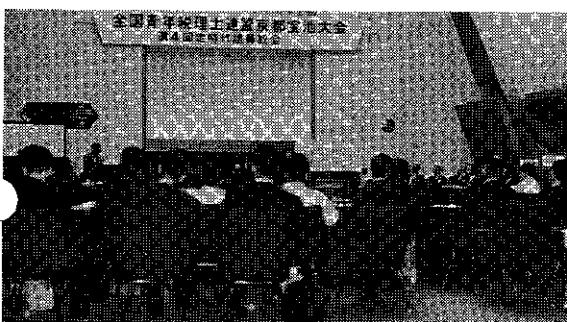
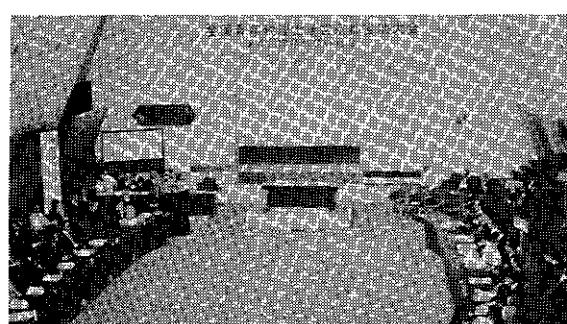
◆商法改悪反対運動を成功させるには、全会員の一一致団結が先決であり、その為にも、もう一度、商法改正が何故、攻撃的なかを個々の会員が研究する必要はないものだろうか。

◆臨時税理士の資格獲得運動を日本等が行っている。現行税理士法には特別とか臨時とか、わけのわからない怪物が多くすぎる。

◆税理士法改正に関する第二次試案公表される。

税理士界の将来を熟慮し、税理士会の発展が、やがて社会組織の健全な機能に重要な役割を果すであらうことを確信するとき、この第二次試案の真摯な検討を若き税理士達は特に重視せねばならない

清流



北は岩手……南は鹿児島から

一七七名の参加をえて

一致団結を誓う

国青税連の代議員総会は、京都、岐阜、熱海、そして今回の京都宝池と第一回開催地に帰った。

当日は午前十一時から実行委員会が開催され、開会直前まで日税連会長問題で執行部提案として川口大税会々長推せん決議について

色々の角度から検討したが、結論として執行部提案はしないが、代づけ成績が具体化し、神奈川と鹿児島が団体加入した。この運動は

昨日まで古都の空は七月の空らしく白と青のコントラストに目をみはつたが、前夜、どしゃ降りで悪天候が予想された。午後から大

挨拶に立ち、組織拡大活動に少し時間がかけつつ、その地に適応したグループ結成をはかる必要がある、そのためには、身体を積極的に動かすことである。我々の理想とする税理士制度の実現は、道はけわしいが組織拡大以外に道はない。

商法改悪反対運動には、法務大臣に直訴、電報作戦、陳情を中心とした国民大会を要望した日税連正副会长との懇談会、我々独自の総決起大会を実施し「商法改悪の本質」を内外に公表した。

二万有余の会員に、商法改悪の正しい認識を徹底させ、正しい判断のもとで日税連は一致団結して進むべきである。税理士法改正問題は二回にわたる意見書の作成を行ったが、残念なことに、唯一のパイプである会報の発行が非常に低調であったことは深くおわびする。」とのべた。

雨となり、この為、京都駅で立往生した会員も多かった。

東京、大阪、名古屋から中居、平山、山口の三君が決定し議案審議に入った。

○第一部 代議員総会

(1) 昭和四十五年度事業報告の件

増田総務部長報告

(2) 昭和四十五年度収支決算並びに財産目録承認の件

土橋経理部長報告

(3) 昭和四十五年度会計監査報告の件

生山会計監査報告

(4) 規約一部改正の件

各務規約委員長説明

(5) 昭和四十六年度事業計画案承認の件

安井経理副部長説明

(6) 昭和四十六年度収支予算案承認の件

南副代表幹事説明

(7) 役員改選の件

寺沢商対委員長説明

(8) 大会決議文採決の件

大會決議文（案）を作成した

と懇談会を開催しているとのことであるが、その目的と今後どうする

特別委員会の委員も発表されたことである。

又、今回の規約改正で、会長、副会長、理事制を探ることになった。

（9） 日税連会長問題で緊急動議

で、村田代表幹事は反対賛成のメリストがなかつたと書いているが、どういう意味なのか等の質問がでた。

彼らの議題に對して活潑な質問が各代議員から出されました。その主な質問は、(1)友好団体と懇談会を開催しているとのことであるが、その目的と今後どうするのか。(2)新しく組織拡大推進委員会を設置するとあるが、その具体的構想があるのか。(3)チエック・シートが問題化しているが、執行部は何を行ってきたのか。(4)情報化時代に対処する為に情報収集の具体的構想があるのか。(5)事業報告概要の中

大阪の中村代議員より来る二十一日に決定される日税連会長には

大 会 宣 言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次のとおり宣言する。

1. 商法改悪法律案は粉飾決算を合法化し、また健全な税理士制度を崩壊に導くものであり断固反対する。
 2. 税理士法を改正し、特別試験の廃止と真的自主権、代理権を獲得しよう。

以上の目的達成のため、われわれ青年税理士は一致団結し、全国組織の拡大に総力を結集しよう。

昭和46年7月18日

全国青年税理士連盟代議員総会 京都宝池大会

しみつり宴会場であるホテル嵐山へバス二台に分乗して向った。出席者は一二三名で、さしもの大豪華会場は満員となり、片岡厚生部長の翌日開催予定の各クラブ行事の

研究会終了後、雨上がりの夕

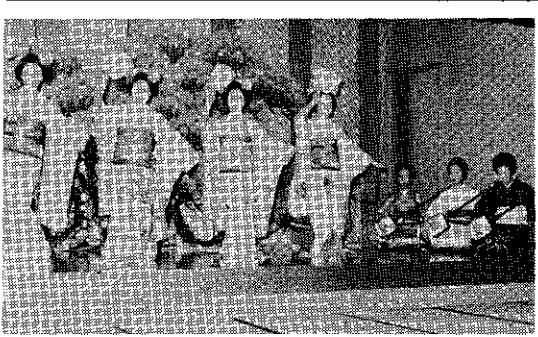
○第三部 懇親會

研究部主催の記念講演は同会場において三時半から行なわれ、講師として立命館大学名譽総長・末川博先生の「現代社会と法」というテーマで行なわれた。

余興を楽しみ、きれいところの舞臺に魅せられていた。

司 会員の指名で、トップに村
田会長がお得意の「流れ三
味線」をひらうし、次々に各地の
青年税理士が、美声をはり上げて

説明があ
る。甲谷実行委員長の司会で始まつた。親睦の実をあげるために、個々バラバラに座席をとり、美人ぞろいの舞妓さん、ホステス相手に一年間の反省をしつつ、嵐山を背にして大いに（？）飲みそして唄つた。



記念講演

『現代社会と法』

立命館大学名誉院長 末川 博先生

△ 現代とは

代とはどういう時代であるか。現代は日本も世界も動いている。激動している。何故日本が、世界が動くのかと言えばそれは、現代世界の矛盾が激化しているからです。

さて、現代にはわれわれ自身が生きて毎日を生活している。したがって、われわれの全く身近に存在している。身近にあるからその全体、その真美の姿がよくわかっているかと言ふと、それは逆であつて、身近にあるものはかえつてわかりにくいものであります。それは、丁度、私自身にとって私自身がわかつていないのである。

△ 現代も、五十年百年後でないところの真実の姿はわからぬのである。ただわれわれは、現代についてイメージをいたぐことができるだけである。だが、また、われわれはイメージなしには生きてゆけないし、何の行動もできないのです。それでは、現代社会のイメージとして、どのようなものをわれわれは持つことができるか、日本についていえば、それは敗戦、朝鮮動乱を経て、アメリカの海外政策の転換から日本経済の高度成長であり、戦後の物資不足の時代から「繁榮」の時代、大量生産、大量消費、大量輸送の時代への変化である。つまり大量生産は大量消費に支えられ大量消費を促すために大量伝達が必要となる社会である。つまりそれは小数の人間が生産、消費していられる社会ではなく、大衆がその基盤となつてゐる社会、即ちマス社会であります。

△ まことに「法」について考えてみよう。いちがいに「法」といつても、いくつかの性格のものがあり「法を守る」といつても「法」の性格によって「法を守る」ことの意味は全く異なるのである。

△ さて、第一に考えられるのは人間の共同生活が必要とする規則、ある意味では人倫とか道徳とかを基礎とする法、つまり、共同生活の便利さのための法である。例えばそれは交通法規などです。

△ 次に考へられるのは、法実際に司るもののが(それは権力者であり、現在までの歴史では、人間の社会生活中で権力者が生ずるのは歴史的必然である)民衆を支配するために上から下へ圧しつけるための法です。それはつまり、権力者が自分の利益を守るために法である。戦前の治安維持法などはこの種の法の典型です。皆さんに縁の深い税法も、実は、この種の法になりやすい性質をもつてゐるのです。

△ 「情報化社会」とも言つてゐます。

△ 法とは

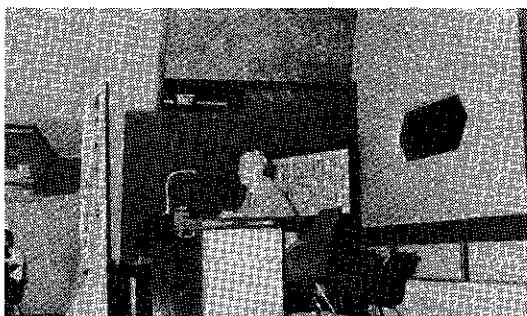
△ 次て次に「法」について考えます。

△ まことに「法」について考えます。

△ 次に考へられるのは、法実際に司るもののが(それは権力者であり、現在までの歴史では、人間の社会生活中で権力者が生ずるのは歴史的必然である)民衆を支配するために上から下へ圧しつけるための法です。それはつまり、権力者が自分の利益を守るために法である。戦前の治安維持法などはこの種の法の典型です。皆さんに縁の深い税法も、実は、この種の法になりやすい性質をもつてゐるのです。

△ 最後に下から上へ、被支配者が支配者をつき上げ抵抗してつくりあげた法であります。この法は被支配者の権利の主張拡大であります。フランス革命の諸法、マグナカルタ等々、労働組合法など長い人民の斗争の結果つくりあげられた法である。

△ 以上



△ 現代とは

代も、五十年百年後でないところの真実の姿はわからぬのである。ただわれわれは、現代についてイメージをいたぐことができるだけである。だが、また、われわれはイメージなしには生きてゆけないし、何の行動もできないのです。それでは、現代社会のイメージとして、どのようなものをわれわれは持つことができるか、日本についていえば、それは敗戦、朝鮮動乱を経て、アメリカの海外政策の転換から日本経済の高度成長であり、戦後の物資不足の時代から「繁榮」の時代、大量生産、大量消費、大量輸送の時代への変化である。つまり大量生産は大量消費に支えられ大量消費を促すために大量伝達が必要となる社会である。つまりそれは小数の人間が生産、消費していられる社会ではなく、大衆がその基盤となつてゐる社会、即ちマス社会であります。

△ まことに「法」について考えてみよう。いちがいに「法」といつても、いくつかの性格のものがあり「法を守る」といつても「法」の性格によって「法を守る」ことの意味は全く異なるのである。

△ さて、第一に考えられるのは人間の共同生活が必要とする規則、ある意味では人倫とか道徳とかを基礎とする法、つまり、共同生活の便利さのための法である。例えばそれは交通法規などです。

△ 次に考へられるのは、法実際に司るもののが(それは権力者であり、現在までの歴史では、人間の社会生活中で権力者が生ずるのは歴史的必然である)民衆を支配するために上から下へ圧しつけるための法です。それはつまり、権力者が自分の利益を守るために法である。戦前の治安維持法などはこの種の法の典型です。皆さんに縁の深い税法も、実は、この種の法になりやすい性質をもつてゐるのです。

△ 最後に下から上へ、被支配者が支配者をつき上げ抵抗してつくりあげた法であります。この法は被支配者の権利の主張拡大であります。フランス革命の諸法、マグナカルタ等々、労働組合法など長い人民の斗争の結果つくりあげられた法である。

△ 以上

に基いて行動している次第です。

△青年税理士に望む

理士法第一条を見ると「中正な立場」とある。中正とは実はむずかしい問題のある言葉である。次に「納税者の信頼にこたえ」とあるが、これは全くその通りだ、共同生活、共同事業は、愛情と理解と信頼がなければなりたたないものである。「適正な納稅義務」の適正もたいへんむずかしい言葉です。また「納稅道義を高める」と書かれているが、肝心なのは、税法そのものが道義になつていなければならぬし、その道義とは国民の立場に立つて、国民の利益を守るために道義でなければならぬ、ということでしょう。

は

じめに述べたように現代は矛盾対立が激化し、公害、高物価、交通事故などが拡大している動乱の時代である。みなさんも、日本最高裁はこれほど毅然とはしていない。この意味では国民大衆と直結して生活しておられる訳だ。また、税法を中心として毎日法律を扱つておられる。このような皆さんこそ、私が述べてきた「法を扱う姿勢」を重視していただきたいと思

よりも事実を国民が知る権利の方が大切であるとして、政府提訴を認めなかつた。これなど、アメリカ裁判所の健全性、独立性を示すものだ。一方、日本の最高裁はこんな、どうか、国民大衆の基本的自由と権利を守る立場で、皆さんの仕事を発展させることを願います。

(文責 矢頭)



法を日々扱う立場にある皆さん、どうか、国民大衆の基本的自由と権利を守る立場で、皆さんの仕事を発展させられることを願います。

日本最高裁はこのように熱海大会で、皆さんの仕事を発展させられることを願います。

（文責 矢頭）

最

近アメリカで
秘密文書

ベトナム

ドレイ根性が根強く生きていると
いうところにある。

府はその新聞掲載の停止を裁判所に提訴したが、裁判所は国家利益

一十一世紀を生きることがで
きる若い皆さんこそ、この

個人加入会員として感じたこと

盛岡市西川広



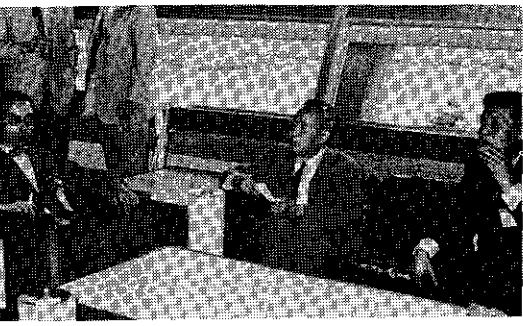
——第四回代議員総会に出席して——

声と思い出席しました。こうして

大会に出席して一番強く感じた事

は総会の空気が青年税理士らしく
もつとつきつめて青年らしくとい
うことでした。それは若くても良

いということでした。商法問題一
つを取っても私達地方の個人会員
は税理士会はどの方向へ進んでい
るのか判らないというのが実状な
のです。こうした中で青年税理士
連盟は何の取引もなく素直な気持



人一人の力は、なるほど小
すれば大きな力になるのだ。自ら
の力を過大に評価してはならない
が、同様に過少評価してはなりません。
が、同様に過少評価してはなりません。
せん。力を結集することが大切で
す。全国青年税理士連盟は、この
力の結集に有効であることを期待
するものです。

私は代議員総会に初めて出席し
たのは去年の熱海大会でした。こ
の時は代議員総会というものが何
であるか全く判らずに参加しまし
た。総会は顔でも出してリクリエ
ーション大会のゴルフして汗を流
して来ましょかというのが、私
の本心でした。幸いゴルフで名古
屋の土橋さん、浜松の伊藤さん達
を知り初めて総会に出席した気持
になれたのが去年の総会でした。

それに比べて今年の京都大会には
全く別人のような気持で出席しま
した。というのは熱海大会に出席
したのがさくら出され税理士の地位向
上が叫ばれている時、青年税理士
として何をしたら良いのかと真剣
に取り組んだからでした。そして

京都大会には是非地方の一員の
声と思い出席しました。こうして
大会に出席して一番強く感じた事
は総会の空気が青年税理士らしく
もつとつきつめて青年らしくとい
うことでした。それは若くても良

いということでした。商法問題一
つを取っても私達地方の個人会員
は税理士会はどの方向へ進んでい
るのか判らないというのが実状な
のです。こうした中で青年税理士
連盟は何の取引もなく素直な気持

で商法反対運動を続けて来て今後
も全力を尽して反対運動を続ける
姿こそ本当の青年税理士の意義を
見出したのです。大会宣言にある
税理士法を改正し、特別試験の廃
止と眞の自主権、代理権の獲得を
しようという大きな目的こそに私
は青年税理士連盟の一員としての
メリットを大会を通して感じたの
です。ことに末川先生が御老体に
もかかわらず、我々青年税理士会
員の為に御講演を下さり、官僚統
制への道を打ち破るよう激励され

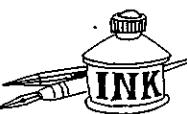
た事は感激に余るものがありました
た。今後もこのような記念講演を

大会に計画される事を地方会員の一員としてお願い致します。

ただ心残りな事は総会の時間が少く十分な議論が出来なかつた事ではないかと思います。

尚、大会宣言の事になりますが、もう一つ付け加えたいと思つてゐる事は青年税理士は職業的専門家として税制の改正及び税制の不均衡には声を大きくして批判する事を何らかの意味で付け加えて置きたいとも思いました。又、今後個人会員の代議員は各県別単位にして戴いたらどうかという事です。というのは、地方税理士会の部会で発言するのはやはり青年税理士会若手支部という名称を欲しいといふのが実情です。

最後に京都の会員の方々には総会が終つてからもお世話を戴きました、又東京の山口さん、後藤さん、野村さん達と京都を散策し、事務所の運営等の問題を話した事で総会の最後をかざる楽しい事でした。



旅行・釣・ゴルフ・マージャンを大いに楽しむ

丹後・山陰路への小旅行

片岡昭夫

七月十九日快晴にめぐまれた朝ゴルフ大会
参加の車、出発した

七月十九日から二十日にかけて、恒例となつた全国青税連の同好会行事を開催した。

今回は新しく釣クラブを加え四つのクラブ行事となつた。

参加者はゴルフ・三十名、マージャン・十一名、旅行と釣・八名であり参加費自弁のため小人数のリクレーション大会であつた。

ゴルフは、瀬田・ゴルフコースで、マージャンはホテル嵐山、旅行は、丹後天の橋立から城崎方面を廻り、奥城崎シーサイドホテルに一泊して楽しんだ。

最後に京都の会員の方々には総会が終つてからもお世話を戴きました、又東京の山口さん、後藤さん、野村さん達と京都を散策し、事務所の運営等の問題を話した事で総会の最後をかざる楽しい事でした。

後を受けて、前夜の宿「ホテル嵐山」を発つ。

十時すぎ車窓の人となり、列車は京都駅を離れ、第一目的地、天

下の景勝天の橋立へと一路進行する。残念ながら参加者が八名と、ものさびしい。山あいの丹波

路、爽やかな空気を窓一杯に入れ進む列車に、しばし都会の雑踏を忘れて皆、前日の大会の疲れ

(飲み疲れ?)からか、軽やかな鼾の様子。車中で昼食をしたた

めて、ほどなく天の橋立駅に降りる。

細長く松林の続く天の橋立に添つて、一行は船に乗り、リフトに乗り継いで成相山へと向う。傘松

公園で記念撮影、眼下の眺望まさ

に絶景、松林に蓋われた崎は帶の様に長く、股覗きをすれば、天に向って延びている。股覗きをして

うら若き女性とも親しくなり旅のつれづれが慰められた。時間にせかれて次の目的地へと急ぐ一行は、船に積み残しを出す一幕もあり、ようやくにして城崎に着く。

当夜の宿は、城崎温泉より海岸道路を経て竹野浜の、真新しい奥

城崎シーサイドホテルとなる。

日の暮れはじめた海、起伏に富

く。

翌朝、前日以上の良い天気だが波が荒く、釣船は出ない事となり戦が展開された。

九時半、円角厚生部長よりルルの説明があり、熱戦がくりひろげられ、名古屋会の市原稔君がダーツホースぶりを發揮し、三荘戦

を通じて何れも圧倒的なトップで得点を重ね見事に優勝した。増田、中居両君もさすがに賞禄を示し上位入賞した。なお団体戦は上位二名の合計得点の結果、優勝は名古屋チームと決まった。

熱戦終了後、親睦パーティが行われ、優勝した市原稔君が「勝とうと思わず力まずに淡淡とした気持でゲームが出来た事と、多分にツキがあったのが優勝出来た大きな原因」と喜びの弁があり、終始和氣あいあいのうちにお互いに次回の健斗を約し午後三時散会した。

マージャン

名古屋チーム優勝

麻雀同好会は代議員総会の懇親会会場と同じ京都のホテル嵐山で開催された。大阪会は優勝経験の



市原稔 (個人優勝)

ある中居君を中心とした四名の強力メンバー、東京会は小数精銳主義で二名の参加だが、昨年書記のため腕の見せ場が無かつたエース増田君がいて必勝を期している。

これに対し昨年優勝の名古屋会は若手の精銳六名が参加して総計十一名、三卓にて優勝が争われる事になつた。

試合に先、

「自己紹介があり各

自、自信満々の弁で戦わずして優勝カップは我が手中にと早くも舌

勝が展開された。

三位 東京チーム 優勝 団体戦

二位 大阪チーム 優勝 名古屋チーム

三位 東京チーム 優勝 市原稔

二位 増田昌弘 東京

三位 中居朝夫 大阪

四位 大野真一 名古屋

五位 角谷 昭 大阪

六位 増田昌弘 東京

七位 増田昌弘 大阪

八位 増田昌弘 大阪

九位 増田昌弘 大阪

十位 増田昌弘 大阪

十一位 増田昌弘 大阪

十二位 増田昌弘 大阪

十三位 増田昌弘 大阪

十四位 増田昌弘 大阪

十五位 増田昌弘 大阪

十六位 増田昌弘 大阪

十七位 増田昌弘 大阪

十八位 増田昌弘 大阪

十九位 増田昌弘 大阪

二十位 増田昌弘 大阪

二十一位 増田昌弘 大阪

二十二位 増田昌弘 大阪

二十三位 増田昌弘 大阪

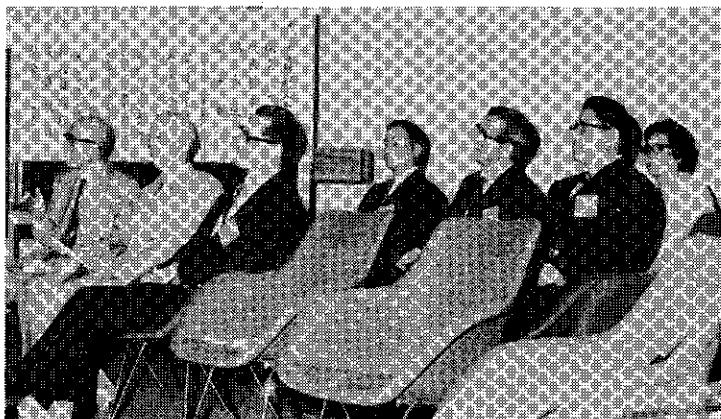
二十四位 増田昌弘 大阪

二十五位 増田昌弘 大阪



挨拶する会長
村田昭

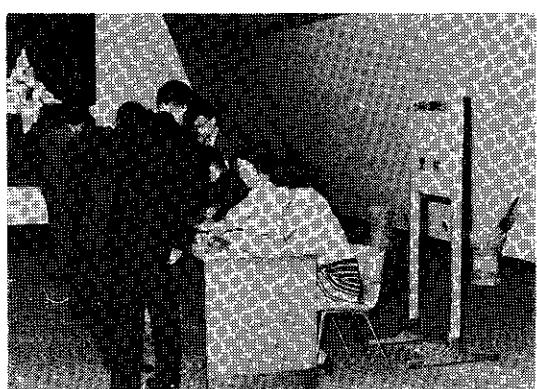
アハハ



日税連会長をはじめ
来賓の方々



役員一同
被告席にすわられた感じ



総会受付風景
女性会員の協力をえて

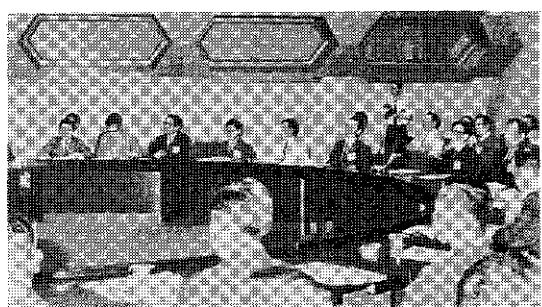
*総会 同好会 スナップ *バス 会社同 会員*



議長挨拶 何とぞよろしく



議長団 質問はありませんか



円形の代議員席



役員選考委員会

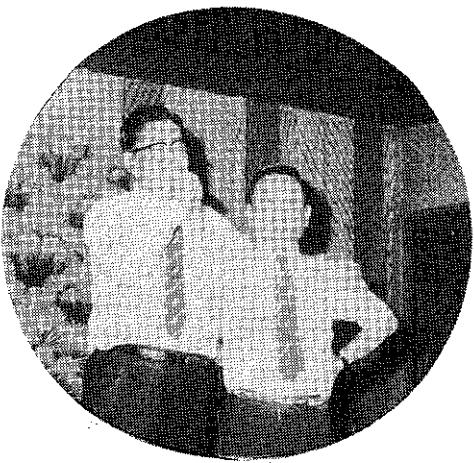
質議応答も盛んなり



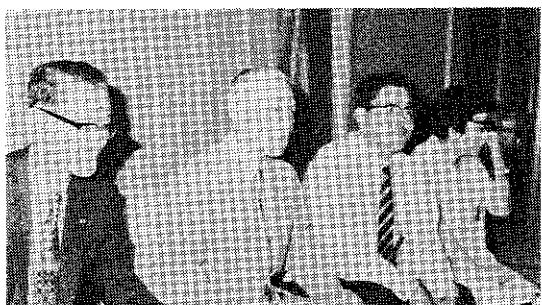


唄う村田会長

掌



地元会員のドラ声で?



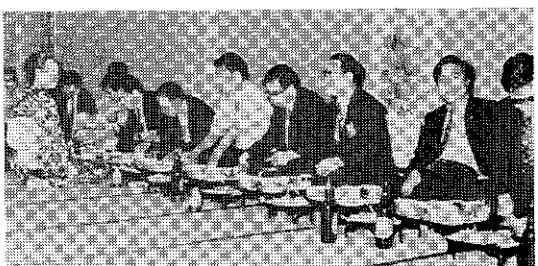
北川・川口・森・福森の先生がた



小川副会長の美声?



手を出しているのは誰だ

遠くから駆参じた会員たち
ご苦労さまでした

*総会 同好会 スナップ *マーチス 会員同 会報*

羽火

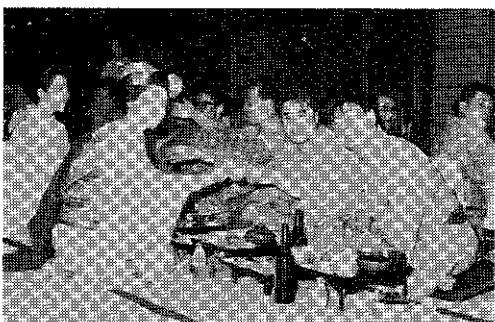


東京・大阪・横浜の会員たち

山陰の龍宮——海中公園

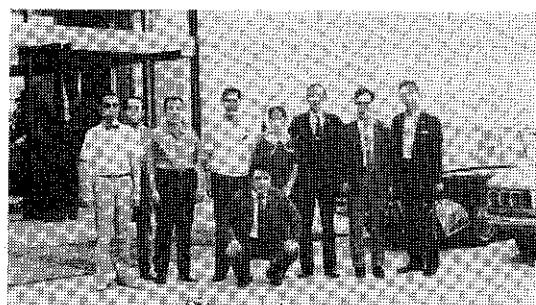


海が近いのに釣堀とは……。

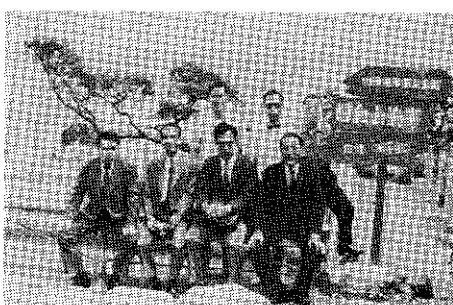


美女を相手に……

夢



シーサイドホテルで



日和山海岸でパチリ

画期的な盛り上りをみせた二月のけつ起大会以来、情勢には一定の変化が生じてゐる。「7会長」24支部長の署名問題として表われた税理士会内部の分裂の公全化、日税連会長選挙結果に見られる分裂勢力の一定の優勢、又一定の「妥協」を含んでいふと言われる「法律案」の発表などである。

われわれは新しい情勢に対応した運動の方向を明らかにせねばならぬ。そもそもの始めに立ちかえつて考えてみよう。

(1) 商法改正のねらいは何であったか。

商法改正は「粉飾決算防止」を中心とする目的とし、これに、中間配当などいくつかの手直しをほどこしたものである。「粉飾決算防止」

は、資本調達を大衆資金に求める大企業にとって、大衆の信頼をつなぐための必要な措置であった。

商法改正はこの「粉飾決算防止」を監査の「強化」という面から一決算当時者に粉飾させないための手段を強化するという面からではなく——と見えようとしたものである。しかも、「会計原則」の変更を同時にこなすことによつて、決算当事者の「操作」の範囲を合法的に広げる保障をとりつけつつ。

これが商法改正の主たるねらいであつた。

(2) 商法改正のもたらすもの

商法は、この監査「強化」を、会計士監査の権限の「強化」と、公認

監査役の権限の「強化」は、その責任の強化と専門的知識の具備を必然とし、中小企業に過大の負担を背負わす結果となること。

これらがわれわれ税理士と中小企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在、分割勢力の一定の優位性をも有しているために、本来、相

反する立場でおこなわれるべき監査と税理士業務を並行して実施す

る道を広げ、また、会計士監査が「税務監査」として機能する可能

性を大きくすることなどから、監査業務と税理士業務の区別がうす

らわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにもチップが釣られんとする魚はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、このような職域意識しか持たない多数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、この

ような職域意識しか持たない多

数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、この

ような職域意識しか持たない多

数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、この

ような職域意識しか持たない多

数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、この

のような職域意識しか持たない多

数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、この

のような職域意識しか持たない多

数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

税理士村田昭事務所

会員の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つであろう。しかしあれわれにとっての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺提案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていないかったと

言えるであろう。そして、また、企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」

と呼ぶにふさわしいものであつた。

現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち

——なのである。

「新しい情勢」というのは、この

のような職域意識しか持たない多

数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしてゐるといふ情勢なのである。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ

動の方向は自づと明らかである。

われわれは餌の前から会員を引

らねばならない。商法改悪の基

本問題を強く、広く会員に訴えて

その本質を明らかにしなければならない。投げられてる餌はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければな

らない。

原稿を書きましょう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

原稿等の送付先は連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13

新部長の抱負ここにあります!!

業務改善部 新設さる!!

有機的な会務執行を

● 片岡昭夫



(総務部長)

今回、総務部長の大任を仰せつかり、私如き輕輩に務まるか、危惧の念を深めている次第ですが、会員並びに部員の皆様のご協力とご指導を得て、任期中無事この大任を果せます様、精一杯の努力を致す所存ですので、ご鞭撻の程よろしくお願ひします。

総務部は、会務運営にあたって會議開催、各部との連絡等の事務を行い、連盟の潤滑油としての機能を果すわけですが、会長が東京に、私が大阪会所属と地理的に離れている関係もあって、在京の理事の方々のお力を、よりお借りしなければその責を、果し得ないと考えております。

大阪の三大単位会による時期も過

ぎ、全国津々浦々より選出された理事は、總員九十五名にわたり、各部に配属となり、總会で承認された、商法対策、税理士法対策の重点事業をはじめ、各部の計画事業を、分担して執行するわけですが、今までにない大世帯であり、又地域的にも日本本土に及ぶわけで、重複や空廻りのない有機的な会務執行が必要であると痛感します。

総務部の事業計画は、既に總会に提出され承認を得た大綱に従つて、細部にわたる具体的な計画を決めるわけですが、まず、理事会をより効果的に開催する。

と申しますのは、今迄の幹事会にみられたややもすると報告の場となり易いこの会議を、審議の場とする様に運営したい。

生来私は研究という言葉に縁遠く、行きあたりばつたりの誠に利那的人生をすごしてまいりました。が最近に至りようやく「これじゃいかん」といささか反省の色を見せております。反省の色があるか出来得る運営事項は、一任してこ

考え、調べ、明らかにする

● 亀田誠一

(研究部長)

つづこの役をお受けした訳です。全国会員のご援助をあおがなくては何も出来ないこと火を見るより明らかです。

研究とは「物事を學問的に深く考え、調べ、明らかにすること」とあります。誠に恐ろしきことであります。誠に恐ろしきことで

すしかも全青税の研究は單に研究するに止まらず、実践活動に結びつかねばなりません。そうではなくては恐ろしい村田会長にしかられません。そこで全青税発足の精神について、正副会長会(仮称)等で執行テーマを選んでまいります。具体的な研究課題については皆様の御意見をまとめて決定します。そし

に書面で可能な段階までを行ひ(一方法として代議員ニュースの活用等)、限りられた理事会の時間の大半は、審議に充られる様に計り、その開催回数を必要最少限にどめて、代理出席を認める等の事項を検討し、常に全理事の出席を求める様に行いたい。

又、代議員ニュースも年四回

抱負ばかりで実行出来るかどうか不安もありますが、叱咤激励の程を切にお願い致します。

度発行して、連盟の活動状況、理事会の審議そして日税連を含めた中央の動きを題材として収録し、定時代議員総会をはじめ、地区別代議員会への資料としたい。

て決定したテーマに従いグループ研究を行い、論文をまとめて年二回程度はシンポジウムを開催する

と同時に、ぜひ論文集を発行したいと思います。

税理士制度の前途は誠に多難と云わなければなりません。商法改悪、チェックシート、税理士法、附加価値税、小規模企業対策等々、どれ一つとっても私達税理士

に大きな影響を及ぼす問題ばかりです。しかも、私達青年税理士の期待とは逆の大きな、しかしひそやかな流れがこれら諸問題の底に流れているように思えてなります。

せん。できることならばこの底流を浮彫りにし、皆様に見ていただきと共に、私達は何をなすべきかを考える叩き台の役を果したいと思います。

ジャパン・旅行・釣の各種のクラブがあり運営委員会の設置も決定していますので、各クラブの正確な人材を把握し、一人でも多くの参加がえられるように努力します。

厚生部就任にあたり、組織拡大と厚生部との関連を第一に考えたのに誰れでも出来るソフト・ボーラー大会を考えました。特定の会員しか参加出来ない野球大会

の段階ですが、今後、検討するつもりでいます。

今回の京都宝地大会で懇親会を開催されました。見も知らぬ会員同志が、十年の知己のように親しくなり、遠く離れていても、年に一回の心の場として、楽しみにしている会員も多いと聞いています。

そこでから明日の税理士像の語りが

生れることを、この目で見ました。

この一年、厚生部をよろしく

なさいかと思っています。まだ思考

いたしました。

現地では、現地の全青税会員と未入会員と一緒に懇親会を開催し、金青税の現況・商法・税理士法・税務監査等について、フリートークを行い、未入会員に強い感銘を与えました。

形式的な説明は極力省いて、懇

談会形式でやるのが、最も効果的だと思いました。

本州・四国・九州・北海道・その他の地区を全青税の組織に乗せていくのは、非常に守備範囲の広い難事業だと思います。

全青税の創設期に見る様な形式的な役職人事では、とうていその目的達成は不可能です。

我々組織部役員一同は、時に

は、組織拡大のために、「飲めない(?)酒も飲みます」「下手な歌も歌います」又、事故率の高い「恐怖の飛行機」にも乗りります。

その上で、我々は、会員諸兄に訴えたいたいのです。

特に、現地出向は、「組織拡大

会員から会員に至るまで、組

親睦から発展が生れる

● 円 角 阳 生

(厚生部長)

ので、会員諸兄のご協力を就任にあたりお願いします。

まず、第四回野球大会を開催しますが、一チームでも参加をふやす為に、各地の団体等に連絡をして参加の呼びかけを行いたい。

野球大会の規模は九月までには検討し準備にとりかかる考え方です。次に地区別同好会の開催につけてですが、地方の会員との親睦をはかりつつ、交流を深める為に

厚生部長の田角でございます。

厚生部というのは、「遊び専門」と思つてはいましたが、単なる親睦そののみでなく、全国青税連の厚生部は、組織拡大に寄与することも大きな目的となっています。

私はこの趣旨にそつて、本年度の事業計画を忠実に実行して、連盟の発展に努力したいと思います。

又、本連盟には、ゴルフ・マー

我々の理想は組織拡大から

● 荻 野 弘 康

(組織部長)

す。

(1)個人会員の加入促進
(2)グループ化及び団体加入の促進

(3)文書活動の継続

(4)未組織地域の訪問

(5)未加入者名簿の整理

又、全国青税連としての重点基本方針の中で、「組織拡大推進委員会」を発足させる旨を発表しております。

即ち、昭和四十六年度の事業計画では、次の五つを掲げております。

前年度に引続いて組織部長に就任いたしましたが、前年度同様事業計画に添つて組織部活動を開拓したいと思います。

特に、現地出向は、「組織拡大

会員から会員に至るまで、組

訴えたいたいのです。

その上で、我々は、会員諸兄に

訴えたいたいのです。

我々組織部役員一同は、時に

は、組織拡大のために、「飲めない(?)酒も飲みます」「下手な歌も歌います」又、事故率の高い「恐怖の飛行機」にも乗りります。

その上で、我々は、会員諸兄に

訴えたいたいのです。

我々組織部役員一同は、時に

は、組織拡大のために、「飲めない(?)酒も飲みます」「下手な歌も歌います」又、事故率の高い「恐怖の飛行機」にも乗りります。

その上で、我々は、会員諸兄に

訴えたいたいのです。

織部役員と一体となつて、組織活動を応援して貰いたいのです。

税理士制度の発展強化という高邁な理想も、地味な日常活動を疎かにしては、砂上の楼閣となつて

しまうでしょう。

会員諸兄の絶大なる御支援をお願いしまして、就任の挨拶とします。

われわれ会員は会報を非常に楽しみにしています。会報を通じて日税連の動き、全国の税理士会のニュースなどをキャッチしています。

広報部としては、会員諸兄のご期待を裏切らぬ様、頑張ってまいります。

投稿も一時にお願ひし、会報に対するご意見ご批判など、どうぞお願いいたします。

会報を「積極的討論の場」として、大きく育ててゆきたく思っています。

広く報いる為に八回の会報を

● 吉原啓一

(広報部長)



生来、書くことの大嫌いな私が突然、広報部長に選ばれ、運命の皮肉さを痛感している次第です。ただ救いは、読むことと批判することが飯よりも好きなアマノジャク(?)ということです。

全青税の一員として、誇りをもつて日々を歩んでいる男子としてもまさか辞退するわけにもいかず、崖から飛下りた気持で引受けました。今後一年間、重い荷物を背負つて悲壮な決意で進んで行きます。幸い、広報部の副部長並びに理事の皆さんに各地の広報経験豊

かな人材を配していただきことが、私を力強く動かしてくれそうです。

会員皆さんの、われわれ広報部役員一同に対する大いなるご協力ををお願いいたします。

広報部本年度事業計画

一、会報は年六回（原則として隔月）発行する。なお商法改正、税理士法改正など時宜に応じ、臨時号を二回程度発行する。

一、全会員に対しても、直接発送態勢をとる。

一、会員へのパイプ役としての、広報本来の役目を最大限に發揮する。

一、会員に対し「広く報いる」ことをよりメリットを還元する。

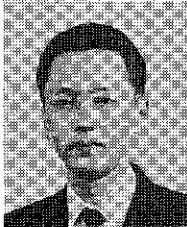
一、不偏不党の精神で、いかなる圧力にも屈せず、正しく冷静な

目で会報を発行していく。

財政面から実情を知ろう

● 中谷俊文

(経理部長)



全国青年税理士連盟の創立以来五年目を迎え、当連盟は、皆様のご協力ご努力によりまして順調に発展してまいりました。

特に最近、中小企業と税理士業界における一大課題である商法改正運動及び税理士法改正問題につきましては、積極的な行動により、益々その存在価値を高めています。

現在までの当連盟の団体加入は、東京、名古屋、大阪各青年税

理士連盟の外に「神奈川青年税理士クラブ」及び「鹿児島県青年税理士会」の五団体ですが、全国的に個人加入者が増加し、その組織力は、強力に展開されて好ましい次第です。

そこで本年度の予算額における会費收入は、前年度の約二、二倍である一、五三四千円が見込まれております。

当然、経理部としましては、この収入確保を第一目標としまして、その実現達成に務めてまいります。

そして有効な支出によりまして、より以上の発展を期していきます。

今まで少ない予算でかくも全青税の隆盛をみたのは、会員皆様のご支援によることは当然ですが、役員諸兄の専い労力的及び物質的な犠牲の成果であると存じます。特に本年度の経理部では、かような協力を収入面で受け入れし、支出を明確にしまして両建経理により全青税の実情を反映致したいと存しております。

不馴な私ではございますが、経理部の部会活動を通じまして、その職責を果しますので、以上の趣旨にご賛同下さいまして、一層のご支援をお願い申し上げます。

各部長への連絡先

総務部長	片岡昭夫	〒603 京都市北区北野上白梅町47 075-462-5990
組織部長	荻野弘康	〒116 東京都荒川区南千住5-25-14 03-803-2328
広報部長	吉原啓一	〒143 東京都墨田区足立2-26-15 秀和レジデンス内 03-785-2047
研究部長	亀田誠二	〒530 大阪市北区高塙町22 フキヤビル 06-312-9421
厚生部長	円角陽正	〒457 名古屋市南区平子1-2 052-821-5681
経理部長	中谷俊文	〒600 京都市下京区東洞院通五条上ル 深草町574 075-351-8449
業務改善部長	杉浦正康	〒460 名古屋市中区大須4-14-57 052-251-1768

業務改善の資料を集約する

● 杉浦正康

(業務改善部長)



あるる努力を、可能な範囲において傾注し、そのことによって質的分化に對処して優位に立とうとしているものと思われます。

かつては税理士の資格さえあれば万事好調に事が運ばれたようですが、現在では必ずしもそうは行かない状況が出て来おりますので、この過当競争を有利に乗り切るには、最終的に税理士としての資質の向上と、それを具体的な形に表わした業務の方式等の改善合意大きな転機を迎えてゐるのではないかと思います。「指導と重点調査」の二本柱を標榜する税務行政の動向は、各國税局単位で出されて來ているチェックシート問題などで端的にその方向が明示されてしまっています。その上特試による税理士の大量生産が行なわれております。従つて、業務の前途に特に強い関心を持つ青年税理士は、自己の業務の質的向上改善を希求しつつ

村田会長の強い要請により本年度新設されました業務改善部の部長に任命されましたので、抱負の一端を記してみたいと思います。

税理士業務は現在大局的に見た場合大きな転機を迎えてゐるのではないかと思います。「指導と重点調査」の二本柱を標榜する税務行政の動向は、各國税局単位で出されて來ているチェックシート問題などで端的にその方向が明示されてしまっています。その上特試による税理士の大量生産が行なわれております。従つて、業務の前途に特に強い関心を持つ青年税理士は、自己の業務の質的向上改善を希求しつつ

あるる努力を、可能な範囲において傾注し、そのことによって質的分化に對処して優位に立とうとしているものと思われます。

かつては税理士の資格さえあれば万事好調に事が運ばれたようですが、現在では必ずしもそうは行かない状況が出て来おりますので、この過当競争を有利に乗り切るには、最終的に税理士としての資質の向上と、それを具体的な形に表わした業務の方式等の改善合意大きな転機を迎えてゐるのではないかと思います。「指導と重点調査」の二本柱を標榜する税務行政の動向は、各國税局単位で出されて來ているチェックシート問題などで端的にその方向が明示されてしまっています。その上特試による税理士の大量生産が行なわれております。従つて、業務の前途に特に強い関心を持つ青年税理士は、自己の業務の質的向上改善を希求しつつ

あるる努力を、可能な範囲において傾注し、そのことによって質的分化に對処して優位に立とうとしているものと思われます。

かつては税理士の資格さえあれば万事好調に事が運ばれたようですが、現在では必ずしもそうは行かない状況が出て来おりますので、この過当競争を有利に乗り切るには、最終的に税理士としての資質の向上と、それを具体的な形に表わした業務の方式等の改善合意大きな転機を迎えてゐるのではないかと思います。「指導と重点調査」の二本柱を標榜する税務行政の動向は、各國税局単位で出されて來ているチェックシート問題などで端的にその方向が明示されてしまっています。その上特試による税理士の大量生産が行なわれております。従つて、業務の前途に特に強い関心を持つ青年税理士は、自己の業務の質的向上改善を希求しつつ

見もありますので、全青税加盟の全会員が、業務改善の面でも同一定の措置を講ずる必要があるのでないかと思います。

勿論単位連盟会員とともに業務改善の問題が全て順調に解決してしまっている訳ではありませんので

十六年五月十八日名古屋税理士会館において、第六回定期総会を開き新しい役員を迎える会長には各務重則氏が選出された。この総会において規約の一部改正があり役員の任期は一ヶ月となつた。また昭和四十六年度事業計画は次の通り

一、名青税本来の目的である会員相互の親睦並びに研修活動の一
段強化

一、着実な組織拡大及び強化

一、名古屋税理士会執行部に対する有機的な結合を図る

以上の事業計画を円滑にすい進する為、民主主義のルールにしたがい会員全員の声を一つ一つ検討し会長と共に我名古屋青年税理士諸君の為、また全国の会員諸君の為に『ガバーナー』と万場一致で決定され第六回定期総会は無事終了した。

る是々非々の姿勢を堅持する

名古屋青税連の近況

資料

6月24日の日税連理法決議案で次回問題点が絶対多数で決議しました。

日連46第162号
(業第29号)
昭和46年6月3日

日本税理士会連合会
会長 溝田 澄人 殿

日本税理士会連合会
商法改正対策委員会
委員長 波多野重雄

商法改正法律案の問題点について(具申)

当委員会では法務省立案にかかる「商法の一部を改正する法律案」等を検討いたしました結果、下記のとおり問題点が指摘されますので進達いたします。

尚、今後の対策といたしましては、税懇をはじめとして、関係各方面と充分な意見交換を行ない意思統一を図る必要がありますかと思料いたします。

記

- 監査役に業務監査権を付与することは、取締役会の業務監査権との関連において支障がおこるので問題がある。
- 基本法である商法に、特定の職業人による外部監査制度を導入することには問題がある。
- 資本金基準のみで特例法適用の範囲を定めるところには問題がある。
- 監査役の職務権限は会社の大小により異なるので、損害賠償責任の規定も会社の大小により差異を設けるべきではない。
- 取締役と監査役の損害賠償責任の規定について均衡を保つよう検討すべきではない。
- 特例法適用会社の監査役には業務監査権が付与されていない親会社の監査役に、子会社に対する業務の調査権限が付与されることには問題がある。
- 改正案全般を通じて、会社運営上種々の問題があり、粉飾防止の実効は期待できない。

(細野淑人)

昭和46年度 役員・委員一覧

46.7.18現在



全国青税連の

発展以外に

理想達成の道なし

會長
社田畠

役員を代表して本年度の会務運営上の基本的な考え方を申

し述べ、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。その前に、青年の組織は一年任期を原則として新しい人が交代してこそ意味があるし、同じ人物が三期連続して連盟の最高責任者を務めることは、私自身抵抗を感じますが、組織拡大も中途半端であるし、この二年間手がけてきました法改正問題も理論的段階から実行の段階にきまつたし、日税連の体質変化も考えられる事態となり、その上、連盟内部の難問題も未解決の部分がありますので、総会で承認をうけました以上初めて会長に就任した気持になり、一年生のつもりで全力で努力することをここに誓います。

第三章 最有代表性的三个大企业：华为、阿里巴巴和腾讯

力をつくします。ただこの二間、純粹な氣持で積極的な創造と積極的な行動力を基本として責任ある批判精神をもちつ実してきましたが、この基本理念をめどはありません。三段トビでうホップ・ステップ・ジャンプ一度大きくジャンプするこの一先ほど第五号議案としてご認をうけました「昭和四六年度事業計画案」を忠実に実し、本年こそ皆様のご期待に添ふる様に頑張ります。その為に私全能力を投入します。
さて、団体加入もふえ、個加入会員もふえつある現在の情勢からみると、今後とも員増が考えられます。今まで東大阪・名古屋の各青税連推せの役員によつて運営してきましたが、本年から、その他の団体や

新しくなつた行として、この意味があ
るし、同じ人物が三期連続して連
盟の最高責任者を務めることに
は、私自身抵抗を感じますが、組
織拡大も中途半端であるし、この
二年間手がけてきました法改正問
題も理論的段階から実行の段階に
きましたし、日税連の体質変化も
考えられる事態となり、その上、
連盟内部の難問題も未解決の部分
がありますので、総会で承認をう
けました以上初めて会長に就任し
た気持になり、一年生のつもりで
全力で努力することをここに誓い

いと思つております。
「個」人加入会員等の理事は、殆
りましたので期待するところ大で
す。しかし、理事会の出席に要する
旅費等を支給出来ない状態です
ので、私は今までの年八回の幹事
会の在り方を変え、運営上のミヨ
ウリを發揮して、理事会は年四回
程度にして、今まで私が任意で打
合せ会として召集してきました
「正副代表幹事会」を新しく「正
副会長会」（仮称）とし、これに
各部長、各委員長を構成メンバ一
とし迎え、この「正副会長会」
（仮称）で通常の運営を行い、理
事会は審議中心にもつていいこうと
思つています。

発送してもらつていましたし、送
料の負担をお願いしてしましたが
今後は全会員に直送したいと考
え、会費値上げ分の殆んどは、こ
れらに当てるつもりです。また、
直送態勢を利用して全会員から連
盟に対する意見をききます。

料を集約して会員に直送態勢を利用して配付したい。これは個人加入会員からの要望もありましたし、各青税連等で研究開発した資料等を全国の会員に利用して戴き、業務改善的な分野にも努力してみます。

各 部活動は、もう少し活潑に活動させる意味で、各副会長に適当な各部の担当責任制をしき、副会長にご苦労を願うつもりです。

と ところで、法改正問題ですが、商法対策は、今年は「実行最後の年」と思っていますので、商対は行動を中心にして出来る限りの努力をし、理論面では「商法改悪の本質」を内外に発表しましたし、これをもとに四月十日に出来た「法律案」の批判書を作成し、日税連に提出し、我々は、あくまでも日税連のワク内で、日税

人加入会員で昨年度組織拡大推進委員として、地方にあって活躍願つた会員を、数多く役員にばつてきして全国的規模で運営したいと思っています。いつでも理事会に出席して意見がいえる状態にしておきたいし、色々の情報を地元に持ち帰って戴き、組織拡大に努力してもらいたい全国青税連の存在意義を地元役員の口から訴えて戴きた

実させ、その為の具体策を検討していきます。年八回の会報発行は、私の責任において、決ず実行することを、お約束します。また、議員ニュースの発行にも努力します。そして一日でも早く、会員たちが到達するよう、本部から「直送態勢」を確立します。今まで団体加入のところには各団体宛に一括して送り、各団体から

任者となって戴き、地区別の情報
を基にして文書活動、現地出向を
中心にした組織拡大を本部と一体
となつて、有機的な拡大運動を実
行したい。私も、いついかなる場
合でも現地出向出来るようにして
おきます。

次 「業務改善部」を新しく
設置して戴きましたが、
事務所の合理化に資する各種の資

連を動かすよう努力します。

今　回の商改運動を反省してみますと、日税連の基本方針は正しかつたし、分派行動という思わぬハブニングが起りましたが、二万会員は、もう少し法律案の研究をし、本質をよく知って、正しい認識のもとに運動をする必要がありまじょう。「政治は妥協する」という低次元で解決出来る問題ではありません。私は妥協するということを考えて、みた場合に、個人的見解ですが、三つの条件が前提とならなければならないと思います。一つは、理論面で妥協する余地があるのか。二つは、力の妥協点があるのか。これは理論的本質を十分に認識した上での会員総意の力、即ち日税連の力を意味します。そうして適時性の問題です。この三つを考えた場合、今回の日税連の正規の動きは正しかつたし、妥協する余地はなかつたと判断します。五千円の資金カンパが集まらないから力がないといふのは誤った考え方です。全会員が改悪の本質を正しく把握すれば、積極的に集まる信じたい。

現 在、日税連の問題が大きくクローズアップしていますが、溝田会長の落選が、こんなにも大きな波紋を生じたかと思うと残念ですが、もし我々の意図しない体制となつた場合は、商法問題は早期收拾、早期妥協の方向に進むでしょう。その時は、全国青税連としては、緊急に臨時代議員総会を開催して、全てを報告、正しい判断材料を出して態度を決定したいと思う。私は四月十日付の「法律案」には絶対反対です。現在のところ、商法改正に伴う関連法案の準備が着々と進み、次期通常国会上程をめざしていると聞いています。

今 今回の反対運動の過程において、四月二十四日付の日税連の正式文書があります。これは正副会長会で決ましたのですが、「商法改正案に関する要望書」でその内容は、修正要望書であり、五億円線引論を希望しています。私は緊急理事会を開催するよう、溝田日税連会長にすぐ申し入れをしました。

しつつあることです。そして日税連等の反対理由、即ち「粉飾決算の防止に役立たない」「法体系をみだす」一株主等の保護とならない等々の理由で国会上程阻止を行なったことは、日税連で行なうことは許されないとする主張があり、これは日税連が特別法人との理由で法令違反とし税理士業務に関連のある部分しか反対出来ないとする考え方です。このような考え方が、反対運動の過程の途中で急に出てくるということは、一体どういうことでしょうか。理解に苦しめます。

て、早く口セの態度を決定すべきと思ひます。その為の提言を日本税連に向つて行いたいと考えています。

「**ま**た、そろそろ税務監査の問題が再燃しつつありますし、チェックシートも、その前しより戦と考えられる一面もあり、また、最近は、法人会の社団化ですか、これなども税理士法第五十二条の臨時税理士を目的としているフシがあり、税理士会をとりまく環境はますますきびしくなるうどして います。

「**我**々は、税理士会の命運を決定するこの二つの法改正には、全力で対処し、傍観は許されません。青年税理士である以上、明日の税理士像を夢みて純粹な気持で努力し、純粹な説得は、必ず二万会員に理解されることが出来ると思って います。一日も早く組織拡大を行ない、本当の意味の「全国青年税理士連盟」に成長させ、我々の意見がストレートに日本税連に通る様に、各単位税理士会を改革しつつ、日税連が会員総意によって運営される様に努力しなければなりません。

誓います。何卒、全面的なご協力、ご支援を切にお願いする次第です。

「最」 後に一言、会員を代表して
「最」 日税連会長・溝田澄人先生
に「ご苦労さまでしたと申し上げ
たい」

この二年間、非常に重大な時期に日税連会長という激職をまつと
うされ「新しい時代の税理士会づくり」に努力され、税理士会の為
の税理士会づくりを実行し、特に
商法改悪については先頭に立って
氣骨ある精神で進んでこられまし
たが、来る二十一日をもってその
座からおりられます。会長が常に
いっておられた「若い人の為に」
という言葉が聞かれなくなること
は淋しいし、東京会の会長選でわ
ずか九十二票の差で官側の圧力に
よって、技術的な敗北をしたこと
は、私も東京会の一員である以上
その責任を痛感しています。溝田
落選がこんなにまで大きなショック
を与えたことは、日税連会長人
事のうきをみても判ります。会
長もそうでしょうが、我々として
も心残りがするし、残念でなりま
せん。

「先」 日会長にお会いした時「税
理士会は逆行するぞ」と言
つておられましたが、我々は逆行

祝 辞

本日こに全国青年税理士連盟

増しつつあります。
ふらに税理士業界はおえまへは
が第四回定期総会を奉行されま
すにあたり一言あら祝ひの言葉を

ゆ一述べる機会に恵まれました
ことは私の非常なる幸いとするこ
ろであります。

全国青年税理士連盟が今日

かくも隆昌とみるに至りました

このところ、より一層、全国青年税理士
連盟が定期総会を開催され
決意と定め極めて重要な

問題に当面致しております

改正問題など税理士制度の
将来を定むる極めて重要な

この度、はからずも京都宝池大
会において、副会長の御指名を受け
け、会務の一端をお引受けすること
となりました。

もとより青税会員となつて日も
浅く、その任ではありませんが、
商法改正問題、税理士法改正問題
等、我々の明日を左右する重要な問
題が切迫している今日、全国個人
加入の会員の代表として、その責
任の大なることを胸にひしひしと
感じつつこの大任をお引受けする
決意をいたしました。

個人加入会員の代表として

副会長 村山 利喜 (埼玉)

五周年記念の
論文を募集

全国青年税理士連盟が今日
かくも隆昌とみるに至りました
ことは会員各個が税理士制度の
あるべき姿をめ情熱をもつて
努力して参りましたことの証左
に他なりません。

ここにじよう敬意を表する次第
であります。

現下の日本經濟は自由化圧力など
経済大國としての國際的な責任
が問われておりまた公害が社会
問題となるなどその前途は多難
なものがあります。

また税制面に従事までは付加
価値税創設の動きも見られ
企業とりわけ中小企業にとって
今後ますます厳しいが予想さ
れるところであり、中小企業の
擁護者たる私共税理士の社會
的役割もより以上に重要性を

全国青年税理士連盟が今日
かくも隆昌とみるに至りました
ことは会員各個が税理士制度の
あるべき姿をめ情熱をもつて
努力して参りましたことの証左
に他なりません。

ここにじよう敬意を表する次第
であります。

どうか全国青年税理士連盟に
おかれましては業界の進歩発展
のため尚一層のご尽力を賜り
ますようお願い申上げる次第
であります。

我々全国に散在する個人加入会
員は、団体加入地区の会員と異り
志を同じくする者との会合の機会
に恵まれず、常に孤立の中で明日
への不安を感じております。月に
一度配布される連合会会報が唯一
の中央的情報源であり、時々発行
される青税の機關紙は正に砂漠の
中のオアシス的役割をはたしてい
る現状であります。特に今年度は
他の役員諸君とも協議の上、情報
パイプの拡大を真剣に検討してみ
たいと思います。

次いで目を取り巻く外部
の環境に向けてみましょう。激動

する現代に応じて、社会経済は、
益々複雑化し、技術革新は日に日
に進んでおります。この中につあつ
て中小企業のコンサルタントであ
る我々税理士もこの時代の変化に
応じて、多様化する顧問先企業の
要求乃至は希望を満足させて行か
なければなりません。そのためには
は、我々の行なう業務サービスの
密度を向上させ、又業務サービス
エリアの拡大をはからなければな
らないと考えます。それには先ず
我々税理士が自らの事務所の業務
改善をはからなければ、複雑多様
化する顧問先企業の要求について
行かれないことになります。この
為には最早、一税理士の力ではど
うにもなりません。多くの税理士
が協力し、研究し合うことによつ
てのみ可能なことです。事務処理
の統一化、合理化によって発生す
る余力を調査、検査業務に転向さ
ることによって、業務内容の密
度を高める、これによって始めて
納税者の権益も主張でき、守られ
るものと確信します。これらの事
を会員諸君と共に考えて行きたい
と思います。

（送付先） 広報部では全国青税連創設五周
年を記念して、特集号を企画して
いますが、広く会員諸兄より左記
のテーマで小論文を募集しますの
でご協力下さい。

（テーマ） 十五年後全国青税連は如何にあ
るべきか
(締切日) 昭和四十六年十月三十日
(字数) 十五字づめ原稿用紙で二十枚程度

（送付先） 連盟本部まで
入選作は優秀論文三點を審査委
員会で選び五周年記念特集号で發
表します。

優秀論文には、賞状と記念品を
贈呈します。

（広報部）

日本税理士会連合会
会長 井田洋人

昭和四十六年八月一日

全国婦人税理士連盟、全国專業税理士協議会、全国青年税理士連

望した。

盟の第二回三者会議は七月二十八日、名古屋のホテル・ニュー名古屋で開催された。

今回は全国婦税の呼びかけで行なわれた。

この三者会議は、本年四月六日第一回の話しあいが、浜松の内山会計事務所で本連盟の村田会長の呼びかけて開催された。その趣旨は、三つの友好団体がばらばらに商法、税理士法の問題に対処するためである」との意見が出た。

三者会議開催

7月28日

於 名古屋

税理士協議会、全国青年税理士連盟の機関紙の報道記事の書き方が問題化して、色々な角度からの批判が出たが、全国青税連は、この種の機関紙の必要性は十分にあり今後の発展を祈るが、特に報道記事について複数の取材と編集を要

すた。

野、岩付、杉浦、各務の十名であつた。

喜ばしい。大阪専税協契機として東京専税協と大阪専税協の話しあいが行なわれたのは、

が、一日も早く組織拡大を成功させて努力したいとの意見が出た。

なお当日の出席者は村田、荻野、奥田、矢頭、龜田、市原、佐野、岩付、杉浦、各務の十名であつた。

日連46第319号
(業第49号)
昭和46年8月6日

全国青年税理士連盟

会長 村田 昭 殿

日本税理士会連合会
専務理事事務取扱 北川 孝

貴連盟「要望書」(昭和46年7月18日付)
に対する回答

お申入れにかかる、税理士法第二次試案につきましては、去る昭和46年5月18日本会制度部及び税理士法改正対策委員会より答申を得て、直ちに第4回正副会長会(昭46.6.3)及び第2回常務理事会(昭46.6.4)並びに第1回理事会(昭46.6.24)においてその取扱方が検討され、その結果旧執行部から新執行部へ申送られることとなりました。

ところで、このたびの貴連盟よりお申入れの主旨はご尤もでありますので、役員改選等のため若干遅れましたが、第二次試案は次号会報に全文公表することと致しておりますのでご了承下さい。

なお、税理士法改正問題は全会員の最大関心事であり、改正運動を推進することは業界永年の念願であることはご指摘のとおりであり、引き続き新執行部に課せられた重要任務でもあると考えます。

つきましては、今後新執行部においても鋭意努力致して参る所在でありますので、今後とも格別のご支援を賜わるようお願いします。以上簡単ですが回答申し上げます。

昭和46年7月18日
日本税理士会連合会
会長 木村 清孝 殿

全国青年税理士連盟
会長 村田 昭

要 望 書

昭和46年5月18日に日本税理士会連合会制度部及び税理士法改正対策委員会が、「税理士法改正に関する第二次試案」をとりまとめた努力に対し、本連盟は深甚なる敬意を表します。

しかるに、2カ月有余を経た今日において、未だこの内容を全会員に公表されて居ないのは、如何なる理由によるものか理解に苦しむものであります。

税理士法改正は全会員の等しく望むものであると共に、最大関心事であることは御承知の通りと思います。

したがって「第二次試案」を、すみやかに理事会で検討され特別試験の廃止、自主権の確立、完全な代理権の確立等、眞の税理士制度確立の為の税理士法改正運動を停滞させることなく推進することを強く要望致します。

上記「要望書」の回答が8月13日連盟本部によせられた。

業務改善部

よりのお願い

今年度より新らしく業務改善部が新設されましたが、事業計画案にもあります様に事務所の合理化を果る為、各種資料を集め改善資料を頒布したいと思いますので、左記の情報、資料等がありましたら、お送り下さい。

- 一、チェックシート等に関する資料
- ①日常業務の合理化問題
- ②顧問先別の原価把握の問題
- ③従業員管理の問題
- 二、業務管理システムの合理化に関する資料
- 三、その他税理士業務改善に役立つアイデア一般

○送付先○
名古屋市北区金城町2-1-28
金城ビル
大野真一

月刊『会計ニュース』今がご契約のチャンス!!

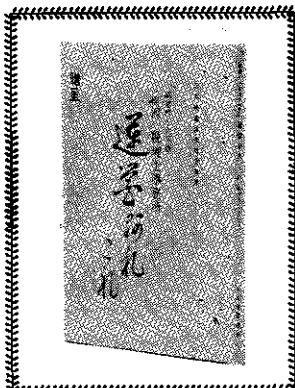
贈呈 「実例」税理士事務所運営あれこれ

A5判
180頁

会計ニュース会員全員に謹呈
向う1年間、何月からでも
今ご契約戴ければ贈呈

目次

- 第1章 税理士業務以外を法人化した例
- 第2章 後継者問題
- 第3章 コンピューター問題
- 第4章 税理士事務所の就業規則集
- 第5章 顧問先の会運営
- 第6章 職業会計人としての挨拶集
- 第7章 税理士の病気
- 第8章 会計ニュース利用
- 第9章 特別寄稿



会計ニュースの

(株)日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57
佐原ビル4F 7F
352-0769 356-0769

経通グループ
日本経営通信社の姉妹会社
(株)日本経営企画
(352) 0418 (356) 0061
(有)日信発送社
(352) 3725

色別で誰にもできる

標準伝票会計

伝票

1	入金伝票(赤色).....	300枚	180円
2	出金伝票(青色).....	300枚	180円
3	預金預入伝票(茶色).....	300枚	180円
4	預金引出伝票(紫色).....	300枚	180円
5	受取手形伝票(緑色).....	300枚	180円
6	支払手形伝票(桃色).....	300枚	180円
7	現金預金管理票(水色紙).....	200枚	180円
8	振替伝票(灰色).....	300枚	180円
9	勘定集計票(桃色紙).....	200枚	180円
10	勘定総括票(黄色紙).....	60枚	120円
11	売上伝票(5枚複写).....	50組	300円
12	仕入伝票(2枚複写).....	50組	150円
13	請求書(2枚複写).....	50組	120円

●標準伝票会計7つの特長

- 1 初心者でも簡単に利用できる
- 2 処理時間が短縮できる
- 3 伝票が刷りないので仕訳が簡単
- 4 管理会計がひと目でわかる
- 5 資金管理が容易
- 6 部門別計算が容易
- 7 応用範囲が広い

☆その他伝票応用フォーム各種とりそろえてございます。
カタログ・資料ご請求ください。

日本法令様式販賣所

TEL (二五二) 九一五五
東京都千代田区神田富山町一
二五二
九一五五
一
二六

全國青年税理士連盟規約

第十一條 代議員の選出方法は別に定めるところによる。

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条 本会の目的は、下記の通りとする。

一、税理士制度の発展強化

一、会員相互の研修及び親睦

一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。

第四条 前項の団体は会員数二十名以上とする。

第五条 本会の事務所は会長がこれを定める。

第六条 本会に次の役員をおく。

一、会長 一名
一、副会長 五名以内
一、理事 百名以内

第七条 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行なう者を

第八条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第九条 本会の会議は定期代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。

会議の招集は会長が行なう。

理事会は役員をもつて構成する

定期代議員総会は毎年事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めたとき又は代議員の三分の一以上の方が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

第十一条 本会の代議員は会員の中から選任する。

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第一条 (選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

代議員選任規程



全国青年税理士連盟

東京都目黒区碑文谷
丁子19番13号
電話(03)716-5382-7563
152
連盟本部
代議員会
会長
事務局
吉原啓一
昭和社
印刷所
発行人
印製所

(広報部一同)

福集後記

本年度は、会報の発行に重点をおくという会長の総会発言で、京都市から広報部は出発しました。

年八回の会報発行を必ず実行しますが、会員諸兄にお願いしておきます。

代議員の任期は次期代議員選任会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

代議員の任期は定期代議員選任の日までとする。

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

代議員のモットーは「広く」会員諸兄に「報いる」ことであると思っていますので、全力投球をして、全国青税連の発展に寄与したいと思います。

広報部のモットーは「広く」会員諸兄に「報いる」ことであると思っていますので、全力投球をして、全国青税連の発展に寄与したいと思います。

本号は、総会特集号とし、新しいアイディアを取り入れ、ソフトムードを出すことに力を入れました。批判を乞います。